



鳥取県公報

平成 23 年 7 月 1 日 (金)
号外第 76 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則 (19) (給与課) 2
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (20) (〃) 4
	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (21) (〃) 9
	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する 規則 (22) (〃) 11
	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則 (23) (〃) 14

人 事 委 員 会 規 則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第19号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「削除号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>観光政策課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>教育・学術振興課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) <u>観光政策課の専門員（学校その他の教育機関との調整を担当する者に限る。）</u></p> <p>(6)～(19) 略</p> <p>4 略</p> <p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し</p>	<p>（教育職給料表）</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 観光政策課の専門員（<u>世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(5)～(17) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>青少年・文教課の企画員（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校を担当する者に限る。）</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 観光政策課の専門員（<u>世界ジオパークネットワーク加盟に向け調整等を行う者に限る。）</u></p> <p>(6)～(19) 略</p> <p>4 略</p> <p>（医療職給料表）</p> <p>第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対し</p>

<p>て適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、<u>健康医療局の局長</u>、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p>2及び3 略</p>	<p>て適用する。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 福祉保健部又は生活環境部の部長、次長、参事監及び参事、医療政策課の課長、室長、医長、副医長及び医師、医療指導課の課長、健康政策課の課長、医長、副医長及び医師並びに衛生環境研究所の所長、室長及び研究員</p> <p><u>(7) 福祉保健部の医療政策監</u></p> <p>2及び3 略</p>
---	---

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第20号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後				改 正 前			
別表第1（第2条、第3条関係）				別表第1（第2条、第3条関係）			
	組織	職	区分		組織	職	区分
知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） <u>未来づくり推進 局の局長（人事 委員会が承認し たものに限 る。）</u> <u>危機管理局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	1種	知事の 事務部 局	本庁	統轄監 部長（農業大学 校及び農林総合 研究所企画総務 部の部長を除 く。） <u>防災監（人事委 員会が承認した ものに限る。）</u> 文化観光局の局 長（人事委員会 が承認したもの に限る。） 行政監察監（人 事委員会が承認 したものに限 る。） 衛生環境研究所 の所長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	1種

	<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監</p>				<p>会計管理者（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 関西本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 理事監</p>	
	<p>次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（森林・林業総室の総室長を除く。） 危機管理局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長 関西本部の本部長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限</p>	<p>2種</p>			<p>防災監 次長（衛生環境研究所、消費生活センター、農業大学校及び農林総合研究所園芸試験場の次長を除く。） 局長 筆頭総室長 総室長（子育て支援総室及び森林・林業総室の総室長を除く。） 防災局の副局長（人事委員会が承認したものに限る。） 東京本部の本部長 関西本部の本部長 名古屋本部の本部長（人事委員会が承認したものに限る。） 行財政改革局職員人材開発センターの所長（人事委員会が承認したものに限</p>	<p>2種</p>

	<p>る。) 衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合研究所の所長 農林総合研究所 農業試験場の場長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監 会計管理者 参事監</p>				<p>る。) 衛生環境研究所の所長(人事委員会が承認したものに限る。) 農業大学の校長(人事委員会が承認したものに限る。) 農林総合研究所の所長 農林総合研究所 農業試験場の場長(人事委員会が承認したものに限る。) 行政監察監 会計管理者 参事監 <u>医療政策監</u></p>	
	<p>課長(衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。) <u>危機管理局</u>の副局長 副本部長 名古屋本部の副本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 新生公立大学設立準備室の室長 文化観光局の副局長</p> <p>衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 ぐらしの安心局 消費生活センターの所長</p>	<p>3種</p>			<p>課長(衛生環境研究所及び農業大学の課長を除く。) <u>防災局</u>の副局長</p> <p>副本部長 名古屋本部の副本部長 行財政改革局職員人材開発センターの所長 新生公立大学設立準備室の室長 文化観光局の副局長 <u>子育て支援総室</u>の総室長 衛生環境研究所の所長及び次長 砂丘事務所の所長 ぐらしの安心局 消費生活センターの所長</p>	<p>3種</p>

		<p>商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>				<p>商工政策室の室長 農業大学の校長、次長及び部長 森林・林業総室の総室長 農林総合研究所企画総務部の部長 農林総合研究所企画総務部技術普及室の室長 農林総合研究所農業試験場の場長 農林総合研究所園芸試験場の場長及び次長 農林総合研究所畜産試験場の場長 農林総合研究所中小家畜試験場の場長 農林総合研究所林業試験場の場長 総括検査専門員企画調整幹（人事委員会が承認したものに限る。）</p>	
		<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除く。）</p>	<p>4種</p>			<p>室長（管理職手当に係る区分が3種の職を占める職員並びに衛生環境研究所及び農林総合研究所の室長を除き、子育て支援総室家庭福祉室の室長にあっては、人事委員会が承認したもの</p>	<p>4種</p>

		関西本部企業立 地・移住促進チ ームのチーム長 企画調整幹 民工芸振興官 略	
	略		
略			
警察	警察本部	課長 監査官 物品調達官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。） 略	3種
	略		
略			
		に限る。） チーム長（関西 本部企業立地・ 産業チームのチ ーム長に限 る。） 企画調整幹 民工芸振興官 略	
	略		
略			
警察	警察本部	課長 監査官 企画官 監察官 隊長 所長 室長 センター長 場長 広報官 首席師範 検視官 管理官（人事委 員会が承認した ものに限る。） 略	3種
	略		
略			

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第21号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
機関	職員	機関	職員
略		略	
知本庁 事 の 事 務 部 局	統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 本部長 次長 参事監 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地・移住促進チーム</u> のチーム長に限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>総務課秘書担当、人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹</u> に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（ <u>総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹</u> に限る。） 監察員 主事（人事企画課の主事で、企画に	知本庁 事 の 事 務 部 局	統轄監 部長（農業大学の部長を除く。） 理事監 <u>防災監</u> 本部長 次長 参事監 <u>医療政策監</u> 局長 筆頭総室長 総室長 場長 所長（農林総合研究所園芸試験場の所長を除く。） 行政監察監 課長（農業大学の課長を除く。） 室長（衛生環境研究所の室長及び農林総合研究所の室長（技術普及室の室長を除く。）を除く。） 副局長 副本部長 校長 企画調整幹 民工芸振興官 チーム長（ <u>関西本部企業立地・産業チーム</u> のチーム長に限る。） 参事 税務専門員 秘書 医長 課長補佐 室長補佐 筆頭主幹 主幹（庶務に関する事務を行う主幹並びに <u>人事企画課及び業務効率推進課改革推進担当の主幹</u> に限る。） 総括主計員 主計員 企画員 主任監察員 副主幹（ <u>総務課庁舎管理担当、人事企画課、福利厚生課及び業務効率推進課改革推進担当の副主幹</u> に限る。） 監察員 主事（人事企画課の主事

	関する事務を行うものに限る。)		で、企画に関する事務を行うものに限る。)
略		略	
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第22号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年鳥取県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動項」という。）に対応する同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「移動後項」という。）が存在する場合には、当該移動項を当該移動後項とし、移動項に対応する移動後項が存在しない場合には、当該移動項（以下「削除項」という。）を削り、移動後項に対応する移動項が存在しない場合には、当該移動後項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除項を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（一般の派遣職員の給与）</p> <p>第3条 <u>条例第4条第1項に規定する人事委員会規則で定める報酬は、その名称が報酬、給料、賃金、手当、賞与その他いかなるものであるかを問わず、派遣先の勤務の対価として支給されるもののうち、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当に相当するものとする。</u></p>	<p>（一般の派遣職員の給与の特例）</p> <p>第3条 <u>一般の派遣職員（条例第4条に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）の派遣の期間中の給与は、当該派遣の期間の初日（以下「派遣の日」という。）の前日における当該職員の給料、扶養手当及び住居手当の月額合計額（以下「職員としての給与」という。）に100分の70を乗じて得た額と派遣先の勤務に対して支給される報酬の月額（報酬が月額以外で定められている場合にあっては、その額を月額に換算した額）との合計額（以下「報酬等の月額」という。）が、職員としての給与と当該一般の派遣職員が派遣先の機関の所在する国に所在する大使館に勤務する外務公務員（以下「所在国勤務の外務公務員」という。）であるとした場合に在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）の規定により支給されることとなる在勤基本手当及び配偶者手当の月額合計額（派遣先の機関から住居が無料で貸与されない場合にあっては、当該合計額に当該一般の派遣職員が所在国勤務の外務公務員であるとした場合に同法の規定により支給される住居手当の月額を加えた額）との合計額（以下</u></p>

「基準月額」という。)を下回る場合は、基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合の区分に応じ、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当のそれぞれに次の表に定める支給割合を乗じて得た額とする。

基準月額から報酬等の月額を減じて得た額を職員としての給与で除して得た割合	支給割合
100分の5以上100分の10未満	100分の75
100分の10以上100分の15未満	100分の80
100分の15以上100分の20未満	100分の85
100分の20以上100分の25未満	100分の90
100分の25以上100分の30未満	100分の95
100分の30以上	100分の100

2 条例第4条第1項に規定する人事委員会規則で定める給与は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和27年法律第93号）に規定する俸給、扶養手当、期末手当、勤勉手当及び在勤手当（在勤基本手当、住居手当及び配偶者手当に限る。）とする。

3 一般の派遣職員（条例第4条第1項に規定する一般の派遣職員をいう。以下同じ。）に支給する給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の額は、これらの給与の額に、第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た割合（100分の100を超えるときは100分の100とし、100分の1未満の端数があるときはその端数を切り捨てた割合）を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

(1) 外務職員給与年額（条例第4条第1項に規定する外務職員給与年額をいう。以下同じ。）から報酬年額（条例第4条第1項に規定する報酬年額をいう。）を減じた額

(2) 当該一般の派遣職員が派遣の期間の初日（以下「派遣日」という。）の前日において受けていた給料、扶養手当及び住居手当の月額を基礎として算定したこれらの給与の年額並びに期末手当の年額の合計額

4 外務職員給与年額の算定に当たっては、当該一般の派遣職員は、勤務成績が良好な外務職員（外務公務員法（昭和27年法律第41号）第2条第5項に規定する外務職員をいう。）に該当するものとして、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第8条第5項の規定により昇給し、同法第19条の7第1項の規定により勤勉手当の支給を受けるも

<p>のとする。</p> <p>5 第3項の規定を適用する場合において、第1項に規定する報酬又は第2項に規定する給与の額が外国の通貨で定められているときは、派遣日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算するものとする。</p> <p>6 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該更新の日以後に支給する給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の額は、当該更新の日を派遣日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。</p> <p>7 第3項及び前項の規定にかかわらず、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、第3項に規定する割合を変更することができる。</p>	<p>2 前項に規定する住居手当の月額は、当該一般の派遣職員の派遣の日の前日の為替相場により、本邦の通貨に換算して計算するものとする。</p> <p>3 前項の規定は、派遣先の勤務に対して支給される報酬の額が外国の通貨で定められている場合について準用する。</p> <p>4 条例第3条第1項の規定により一般の派遣職員の派遣の期間が更新されたときは、当該一般の派遣職員の当該更新の日以後の給与は、当該更新の日を派遣の日とみなして前3項の規定を適用して得た額とする。</p> <p>5 第1項又は前項の規定による給与の額の計算の基礎となる支給割合は、一般の派遣職員の派遣の期間中において人事委員会が特に必要があると認めるときは、変更することができる。</p>
--	--

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第23号

職員の仕事の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の級の分類に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削り、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

Table with 2 main columns: '改正後' (Revised) and '改正前' (Original). Each column contains a detailed job classification table for various departments like '総務部', '福祉保健部', '農林水産部', etc., with rows for different job grades (1-9) and specific roles.

教育委員会事務局及び教育機関	本庁 本庁共通(本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略
	略	略	略
略			
警察本部	警察本部共通(警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士
課長	課長補佐	副課長	副課長補佐
隊長	隊長補佐	副隊長	副隊長補佐
指導官	指導官補佐	副指導官	副指導官補佐
通信令長	通信令長補佐	副通信令長	副通信令長補佐
連官	連官補佐	副連官	副連官補佐
室長	室長補佐	副室長	副室長補佐
センター長	センター長補佐	副センター長	副センター長補佐
管理官	管理官補佐	副管理官	副管理官補佐
略	略	略	略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
		警察本部	警察本部共通(警察本部の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	隊員	隊員	分隊長	小隊長 師範	次席 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	課長 物品調連官 企画官 監察官 所長 隊長 室長 センター長 広報官 首席師範 検視官 管理官
警察署	警察署共通(警察署の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
備考 略											

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		知事事務局	知事事務局共通(知事事務局の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略	略
備考 略						

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
		知事事務局	知事事務局共通(知事事務局の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略
備考 略					

教育委員会事務局及び教育機関	本庁 本庁共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略
	略	略	略
略			
警察本部	警察本部共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	運転免許試験員 保健師 航空整備士	運転免許試験員 保健師 航空整備士
課長	課長補佐	副課長	副課長補佐
隊長	隊長補佐	副隊長	副隊長補佐
指導官	指導官補佐	副指導官	副指導官補佐
通信令長	通信令長補佐	副通信令長	副通信令長補佐
連官	連官補佐	副連官	副連官補佐
室長	室長補佐	副室長	副室長補佐
センター長	センター長補佐	副センター長	副センター長補佐
管理官	管理官補佐	副管理官	副管理官補佐
略	略	略	略

別表第2 公安職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
		警察本部	警察本部共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	隊員	隊員	分隊長	小隊長 師範	次席 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	次席 副隊長 指導官 通信令長 課長補佐 室長補佐 隊長補佐 主任師範	課長 監察官 企画官 監察官 所長 隊長 室長 センター長 広報官 首席師範 検視官 管理官
警察署	警察署共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
備考 略											

別表第5 研究職給料表級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		知事事務局	知事事務局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略	略
備考 略						

別表第6 医療職給料表(1)級別職務分類表(第2条関係)

組織	職務の級	1級	2級	3級	4級
		知事事務局	知事事務局共通(前各項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)	略	略
備考 略					

		掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)				
	略					
本庁	略					
	本庁共通（本庁の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	室長 研究員	所長 次長 局長 参事監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監	
	略					

		場合は、当該職については本項の規定を適用しない。)				
	略					
本庁	略					
	本庁共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	研究員	室長 研究員	所長 次長 参事監 医療政策監 課長 室長 研究員 参事	部長 次長 参事監 医療政策監	
	略					

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事	総合事務	略							
事務所の事務	総合事務所共通（総合事務所の他の項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	略							
事務局	略								

備考 略

別表第7 医療職給料表(2)級別職務分類表(第2条関係)

組織		職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
知事	総合事務	略							
事務所の事務	総合事務所共通（前項に職が掲げられている場合は、当該職については本項の規定を適用しない。）	略							
事務局	略								

備考 略

附 則

この規則は、平成23年7月1日から施行する。